

登園許可証（医師の意見書）

医師の皆様へ

平素より大変お世話になっております。

各種感染症の流行・園内での集団発生を防ぐために、当園在園児のお子様の健康状態につきまして保育園で集団生活を送ることが可能な状態かどうかご配慮いただき、下記感染症の意見書の作成をお願いいたします。

キッズピーパル 園長 様

児童名

病名（いずれかの□にチェックをしてください）

☐ 麻疹(はしか)	☐ 溶連菌感染症
☐ インフルエンザ	☐ マイコプラズマ肺炎
☐ 新型コロナウイルス感染症	☐ 手足口病
☐ 風しん	☐ 伝染性紅斑(りんご病)
☐ 水痘(水ぼうそう)	☐ ウイルス性胃腸炎
☐ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	(ノロ・ロタ・アデノウイルスなど)
☐ 結核	☐ ヘルパンギーナ
☐ 咽頭結膜熱(プール熱)	☐ RSウイルス感染症
☐ 流行性角結膜炎(はやり目)	☐ 帯状疱疹(ヘルペス)
☐ 百日咳	☐ 突発性発疹
☐ 腸管出血性大腸菌感染症(O157等)	☐ その他
☐ 急性出血性結膜炎	
☐ 髄膜炎菌性髄膜炎	

～医師記入欄～

症状が回復し、別紙「登園のめやす」に基づき集団生活に支障がない状態になりましたので登園可能と判断します。

令和 年 月 日

【登園可能日】 年 月 日

【医療機関名】 【医師名】

印またはサイン

別紙:登園のめやすについて

感染症名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過してから
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ解熱後1日を経過してから（無症状の場合、検体採取日を0日目として5日経過すること）
風しん	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
結核	医師により感染の恐れがないと認められてから
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失してから又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
腸管出血性大腸菌感染症(O157等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過してから
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まってから
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるようになってから
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良くなってから
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルスなど)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるようになってから
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるようになってから
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなってから
帯状疱疹(ヘルペス)	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹	解熱し機嫌がよく全身状態が良くなってから